

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 職場の嫌がらせに関する労働相談が増加
2. 育児休業給付、介護休業給付の対象者
3. 被扶養者の就職等による削除し忘れはありませんか？

■ 社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 職場の嫌がらせに関する労働相談が増加

産業労働局より、平成 26 年度における東京都の労働相談及びあっせんの状況が公表されました。

労働相談件数は 53,104 件で 9 年連続で 5 万件を超えています。
相談内容を見ると、退職勧奨や退職を認めてもらえない等「退職」に関するものが 10,470 件で 5 年連続で最多となり、「職場の嫌がらせ」が前年比で 2 割近く増加の 9,102 件で、「解雇」を上回って 2 位となりました。

厚生労働省が全国を対象に行っている同様の調査では「職場の嫌がらせ」が平成 24 年度・25 年度と 2 年連続でトップとなっており、平成 26 年度もこの傾向が続くものと思われま

最近ではハラスメントに関する話題が報道でも多く取り上げられています。
職場における安全配慮義務違反や、企業風土の悪化、社員の士気及び生産性の低下を招かないためにもハラスメント対策が重要であることがうかがえます。

また、休職・復職に関する相談件数が前年比 21.2%増の 3,539 件と大幅に増加しています。

休職制度を設ける場合はあらかじめ就業規則に定めると同時に社員が休職する際は休職期間や復職の条件等について労使間で確認しておくことが重要です。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2015/04/60p4u500.htm>

2. 育児休業給付、介護休業給付の対象者

近年、育児休業を取得し、雇用保険の育児休業給付を受給される方が増えています。しかし、雇用保険に加入していれば、必ず育児休業給付を受給できるというわけではありません。

今回は介護休業給付も含め、受給できないケースをご紹介します。

・育児(介護)休業開始前に、1年以上雇用保険に加入していない
休業時に加入している会社で加入期間が1年に満たない場合は、前職での加入期間と通算することができます。

ただし、前職退職時に失業給付の手続を行わず、1年以内に休業時の会社で雇用保険に加入している必要があります。

・月の半分ほど欠勤していた月がある

育児(介護)休業開始日から遡った1ヶ月間ごとの期間で、給与支払の対象となる日が11日以上ある月が12か月ないと受給対象となりません。

(給与支払の対象となる日:基本的に出勤日数+有給休暇取得日数となり、欠勤により給与支払のない日が除かれます。)

1年以上加入していても欠勤しがちだった方や、産前産後休業中は給与の支払が通常はありませんので、要注意です。

・会社独自に休業の要件を緩和している場合

育児・介護休業法では、期間の定めのある労働者は「1年以上雇用されていること」が休業の条件とされています。

また、介護休業の場合は、契約期間の定めの有無にかかわらず、介護対象者の「常時介護を必要とする状態」の判断基準があります。

育児・介護休業法よりも会社独自に休業の要件を緩和し、休業を認めていたとしても、雇用保険の給付は「育児・介護休業法」の条件を満たしていないと受給できません。そのため、期間の定めのある方は、たとえ育児(介護)休業を取得していても、休業時に加入している会社で1年以上継続して雇用されている必要があります。

育児休業給付の手続について(パンフレット)

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/_localhost/doc/ikuji_kyufu.pdf

介護休業給付の手続について(パンフレット)

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/_localhost/doc/kaigo_kyufu.pdf

3. 被扶養者の就職等による削除し忘れはありませんか？

今まで健康保険の扶養に入れていた方が、就職等によってご自身で社会保険に加入された時は、被扶養者の削除の手続きを行い、健康保険証を返却する必要があります。

扶養から削除された日以降に誤って健康保険証を使用してしまうと、3月13日にお送りしました人事労務レポート速報版 vol.78 の「退職後に誤って保険証を使ってしまったら？」でお伝えした内容と同様に、医療費の返還等を行わなければなりませんので、十分ご注意ください。

協会けんぽでは5月末～7月末に被扶養者資格の再確認を実施する予定です。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h27-3/270305001>

また、他の健康保険組合でも定期的に被扶養者の確認を行っていますので、手続漏れがないか、確認しましょう。

*** 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
